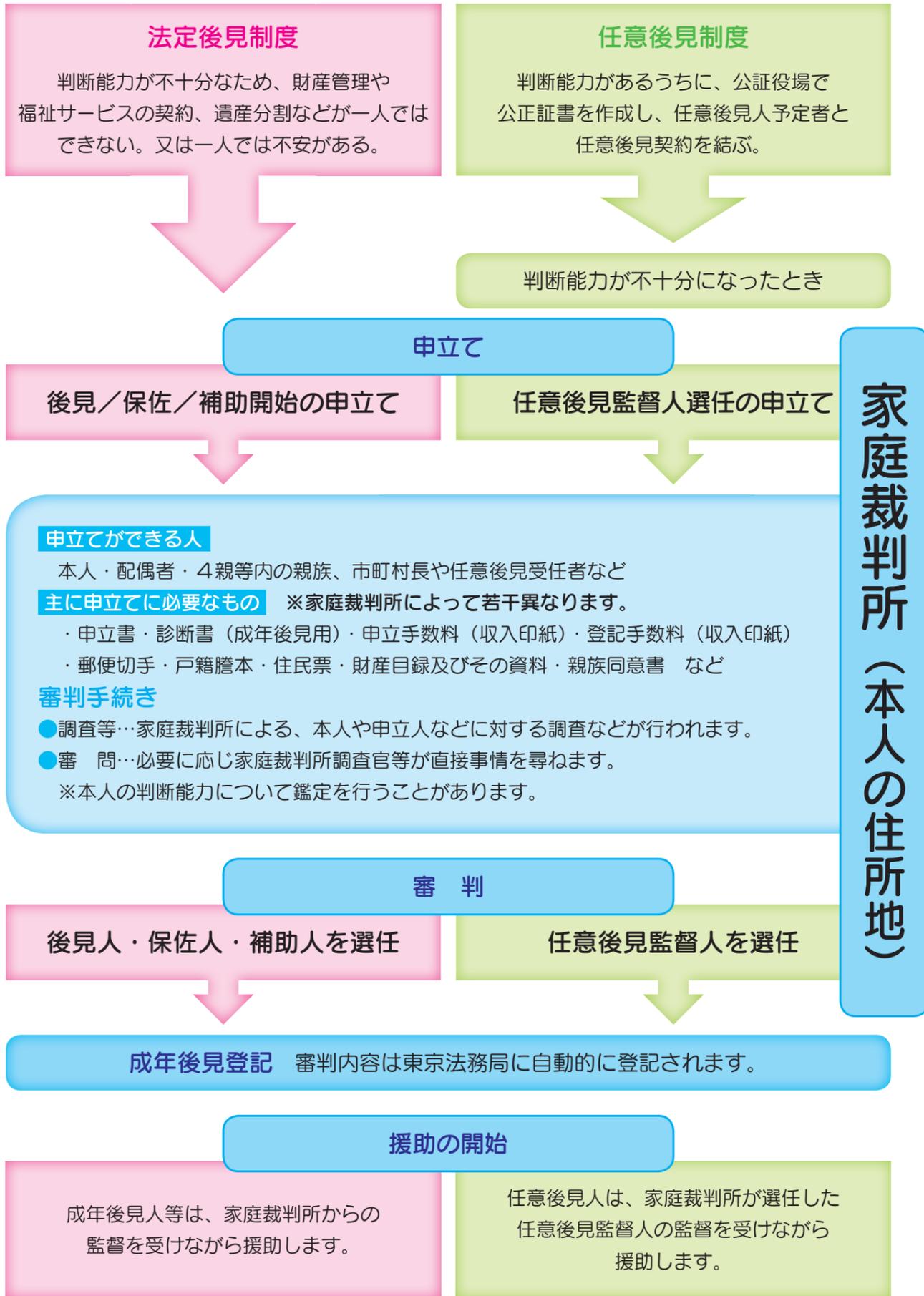


★成年後見制度の利用手続きの流れ★



あなたの生活と権利を守る

せいねんこうけんせいど 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分な方を対象に、家庭裁判所が選んだ援助者（成年後見人等）が、本人のために活動し、財産と生活を守る制度です。

例えばこんな時…

最近少しずつ物忘れが…。これから通帳やお金の管理が心配だなあ。

障がいのあるわが子の将来。自分達が亡くなった後の事がとても心配です。

ふるさとの両親、最近物忘れがひどくなったけど、悪徳訪問販売にだまされはしないか、心配だなあ。

自分ひとりで、いろいろな契約や手続きの正しい判断ができるか心配だなあ。

さくししゃかいふくしきょうぎかい 佐久市社会福祉協議会 **せいねんこうけんしえん さく成年後見支援センター**

住所 〒385-0043 佐久市取出町183番地 野沢会館2階
電話 0267-64-5255 ファクシミリ 0267-63-4541
メール kouken@sakusi-shakyo.or.jp

【開所時間】月～金 8:30～17:15（土・日・祝日・年末年始は除く）
【対象地域】小諸市・佐久市・南佐久郡・北佐久郡
【業務内容】制度に関する相談・広報啓発（出前講座・研修会）・成年後見の受任など



判断能力が不十分な方の生活や権利を守るための

せいねんこうけんせいど
成年後見制度



認知症、知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分な方を対象に、家庭裁判所が選んだ援助者（成年後見人等）が、本人のために活動し、財産と生活を守る制度です。

こまないう
困りごとの内容

りようせいど
利用する制度

例えば…

- ①お金を使う判断ができず、財産管理ができない。
- ②自宅を改修・売却したいけど、契約書の内容がよく理解できない。
- ③どのような内容か理解できないままに契約をして、消費者被害や詐欺にあいやすい。
- ④年金のほか、約1,000万円を超える貯金があるが、自分で管理できるかに不安がある。



ほうていこうけん
法定後見

本人の判断能力に応じて保護のタイプが変わります。どれに該当するかは、最終的には家庭裁判所が決めます。



ほじょ
『補助』

ほさ
『保佐』

こうけん
『後見』

はん だん のう りよく の じょう たい
判断能力の状態

はん だん のう りよく
判断能力がある

ふ じゅうぶん
不十分

買い物ができる
契約行為もおおむね
理解できるが、
不安がある

いちじる ぶ じゅうぶん
著しく不十分

買い物ができる
重要な契約行為は
できない

か じょうきょう
欠く常況

買い物ができない
契約行為は
全くできない

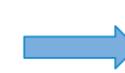
- ⑤今は大丈夫だけど、歳をとってからの財産管理が心配。



にん い こうけん
任意後見

将来に備えて、判断能力があるうちに、後見人を決めておく制度です。

任意後見契約
(公正証書を作成)

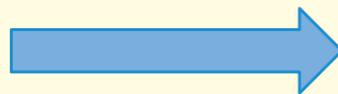


任意後見監督人の選任（家庭裁判所へ申立て）

※補助・保佐相当（ご本人が契約行為を理解できる、意思確認ができる等）の方で、

困りごとによっては、「日常生活自立支援事業」で支援できます。

- ・福祉サービスを使いたいけど、どこに相談して、どうやって手続きをすれば良いかわからない。
- ・金銭管理がうまくできず、家計のやりくりが苦手。
- ・大切な書類や通帳・印鑑をすぐに紛失してしまい、再発行を頻繁に行う。



にちじょうせい かつ じ りつ し えん じ ぎょう
日常生活自立支援事業

- 福祉サービスの利用援助（基本サービス）
- 金銭管理サービス（オプションサービス）
- 書類等預かりサービス（オプションサービス）

